

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	ひとり親家庭等医療費助成事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐賀市は、ひとり親家庭等医療費助成事務において特定個人情報ファイルを取扱うことが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識するとともに、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行うことで、常に個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

佐賀県佐賀市長

公表日

令和7年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	ひとり親家庭等医療費助成事務
②事務の概要	ひとり親家庭や父母のいない児童の生活の安定と福祉の向上を図るために、医療費の一部を助成する。 対象者 ・母子家庭の母と児童 ・父子家庭の父と児童 ・父母のいない児童 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係るひとり親家庭等医療費助成事務> ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	・佐賀市基幹行政システム(所得照会) ・佐賀市基幹行政システム(統合宛名システム) ・中間サーバー ・Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
SHIPS母子医療・父子医療システムDBファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・佐賀市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年佐賀市条例第21号)第4条第1項別表 ・佐賀市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成29年佐賀市規則第33号)第3条第1項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第9号 【情報提供の根拠】 ・なし(ひとり親家庭等医療費助成事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	佐賀市子ども未来部子ども家庭課
②所属長の役職名	子ども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	佐賀市総務部総務法制課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	佐賀市子ども未来部子ども家庭課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。なお、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。これらのことから、当該対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じて提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚に保管することを徹底している。また、USBメモリは事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。これらのことから、当該対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I - 5 - ① 部署	佐賀市保健福祉部福祉総務課	佐賀市子育て支援部こども家庭課	事後	
平成29年4月1日	I - 5 - ② 所属長	福祉総務課長 成富 典光	こども家庭課長 久我 小由紀	事後	
平成29年4月1日	I - 8 連絡先	佐賀市保健福祉部福祉総務課	佐賀市子育て支援部こども家庭課	事後	
平成30年3月9日	II - 1	平成28年9月23日 時点	平成30年3月9日 時点	事後	
平成30年3月9日	II - 2	平成28年9月23日 時点	平成30年3月9日 時点	事後	
平成30年11月30日	IIしきい値判断項目	平成30年3月9日 時点	平成30年10月31日 時点	事後	
令和1年10月31日	IIしきい値判断項目	平成30年10月31日 時点	令和1年10月31日時点	事後	
令和2年11月18日	IIしきい値判断項目	令和1年10月31日時点	令和2年10月31日時点	事後	
令和3年11月1日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 【別表第2における情報照会の根拠】 ・第57項 【別表第2における情報提供の根拠】 ・なし(ひとり親家庭等医療費助成事務において 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 は行わない。)	番号法第19条第8号 別表第2 【別表第2における情報照会の根拠】 ・第57項 【別表第2における情報提供の根拠】 ・なし(ひとり親家庭等医療費助成事務において 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 は行わない。)	事後	
令和3年11月1日	IIしきい値判断項目	令和2年10月31日時点	令和3年11月1日時点	事後	
令和4年11月1日	IIしきい値判断項目	令和3年11月1日時点	令和4年11月1日時点	事後	
令和5年11月1日	IIしきい値判断項目	令和4年11月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月1日	I-1-② 事務の概要	ひとり親家庭や父母のいない児童の生活の安定と福祉の向上を図るために、医療費の一部を助成する。 対象者 ・母子家庭の母と児童 ・父子家庭の父と児童 ・父母のいない児童	ひとり親家庭や父母のいない児童の生活の安定と福祉の向上を図るために、医療費の一部を助成する。 対象者 ・母子家庭の母と児童 ・父子家庭の父と児童 ・父母のいない児童 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係るひとり親家庭等医療費助成事務＞ ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	
令和6年6月1日	I-1-③ システムの名称	・佐賀市基幹行政システム(所得照会) ・佐賀市基幹行政システム(統合宛名システム) ・中間サーバー	・佐賀市基幹行政システム(所得照会) ・佐賀市基幹行政システム(統合宛名システム) ・中間サーバー ・Public Medical Hub (PMH)	事前	
令和6年6月1日	I-3 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第1第37項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第56項	事前	
令和6年6月1日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 【別表第2における情報照会の根拠】 ・第57項 【別表第2における情報提供の根拠】 ・なし(ひとり親家庭等医療費助成事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8号 別表 【別表における情報照会の根拠】 ・第56項 【別表における情報提供の根拠】 ・なし(ひとり親家庭等医療費助成事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。)	事前	
令和6年6月1日	IIしきい値判断項目	令和5年11月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	Ⅱしきい値判断項目	令和6年6月1日時点	令和6年11月1日時点	事後	
令和6年11月1日	I-3 個人番号の利用	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第56項 	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第2項 佐賀市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年佐賀市条例第21号)第4条第1項別表 佐賀市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成29年佐賀市規則第33号)第3条第1項 		
令和6年11月1日	I-4-② 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8号 別表 【別表における情報照会の根拠】 ・第56項 【別表における情報提供の根拠】 ・なし(ひとり親家庭等医療費助成事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。) 	<ul style="list-style-type: none"> 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第9号 【情報提供の根拠】 ・なし(ひとり親家庭等医療費助成事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。) 		
令和7年11月1日	Ⅱしきい値判断項目	令和6年11月1日時点	令和7年11月1日時点	事後	
令和7年11月1日	I-5-① 部署	佐賀市子育て支援部子ども家庭課	佐賀市子ども未来部子ども家庭課	事後	
令和7年11月1日	I-8 連絡先	佐賀市子育て支援部子ども家庭課	佐賀市子ども未来部子ども家庭課	事後	